

議第56号

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例

京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項第 1 号中「5,000円」を「5,140円」に改め、同項第 2 号中「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表第 3 コテージの項中「15,000円」を「15,420円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「5,000円」を「5,140円」に、「800円」を「820円」に改め、同表デイキャンプ場（テントを持参して利用する場合に限る。）の項中「800」を「820」に改め、同表魚のつかみ取りの項中「500」を「510」に改め、同表駐車場の項中「1,000」を「1,020」に、「500」を「510」に改め、同表備考 3 中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市宇津峡公園条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第 6 条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金について適用し、施行日前にこの条例による改正前の京都市宇津峡公園条例第 6 条の規定によ

る許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。